

第9章 雑 工

第1．中心標石設置工

1. 適用範囲

導・送・配水幹線の管中心線及曲折点を明示するために設置するものである。なお、設置構造は、当局の標準図によるものとする。(標石は支給品)

2. 歩掛及び材料

(1個当たり)

工 種 名 称	形 状 寸 法	単位	数 量	適 用
コンクリート工	手 練	m ³	0.05	小構造物用
型 枠 工	均 し	m ²	0.50	〃
栗 石 工		m ³	0.07	〃
掘 削 工	人 力 掘 削	〃	0.51	1 mまで 0.8×0.8×0.8
埋 戻 工	掘 削 土 流 用	〃	0.38	打って返し
残 土 処 分 工	(4 t) 人力積込 土砂	〃	0.13	

第2．鉄蓋埋没防止工

1. 適用範囲

砂利道において、設置した弁室類の鉄蓋が土砂で埋没しないよう鉄蓋の周囲をアスファルトで舗装するものである。なお、建設構造は、当局の標準図による。

2. 歩掛及び材料

(1箇所当たり)

工 種 名 称	形 状 寸 法	単位	数 量	適 要
A 5-23	タ ン パ ー	m ²	2	
諸 雑 費	10 %	式	1	

第3．人力木杭打工

「平成27年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-3-⑬木杭及び矢板打工(人力、ドロップハンマ工)」によるものとする。